

## 愛知県犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 愛知県犯罪被害者等転居費用助成金（以下「助成金」という。）は、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 助成金は、愛知県犯罪被害者等支援条例（令和4年愛知県条例第2号。以下「条例」という。）第12条、第13条及び第15条の規定に基づき、犯罪行為による犯罪被害のために従前の住居に居住することが困難となったと認められる者が転居するために要した費用（以下「転居費用」という。）を助成することにより、犯罪被害者等の精神的又は経済的な負担を軽減し、居住の安定を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 条例第2条第1号で定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命、身体又は自由を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為による生命、身体又は自由への被害をいう。

(3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(4) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及びその遺族（次のいずれかに該当する者）をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者であって、犯罪被害者が被害を受けた際に犯罪被害者と同居していた者（婚姻の届出はないが、事実上婚姻関係と同等の事情にあった者（愛知県ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係にあった者を含む。）を含む。）

イ 犯罪被害者の二親等以内の親族（愛知県ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシップの関係にあった者を含む。）であって、犯罪被害者が被害を受けた際に犯罪被害者と同居していた者

ウ ア及びイに準じる者で、転居費用の助成による支援が特に必要であると知事が認める者

(助成対象費用)

第4条 助成の額は、転居に関し、次に掲げる費用の合計額とし、かつ、同一の犯罪被害について200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

- (1) 運送に要した費用
- (2) 荷造り等のサービス(運送事業者等が行ったものに限る。)に要した費用
- (3) 転居後の住居への入居の際に要した敷金、礼金、仲介手数料等
- (4) その他知事が認める費用

2 助成の回数は、同一の事案について、1回の転居に要した費用に限り交付するものとする。

(助成対象者)

第5条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有すること。
- (2) 犯罪被害者が被害を受けた犯罪行為が、次のいずれかの犯罪に該当すること。
  - ア 殺人、強盗致死傷、性犯罪(刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。)。また、これらの犯罪については未遂を含む。
  - イ 逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死又は全治1か月以上の傷害
  - ウ その他助成金の交付が特に必要であると知事が認める犯罪行為
- (3) 犯罪被害を受けた際、警察に被害の届出がなされており、かつ、当該届出を警察が受理していること。若しくは、犯罪被害について、警察から事情聴取を受け、供述調書等が作成されていること。
- (4) 犯罪被害者等が、次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなった者
  - イ 犯罪被害を受けた場所が住居又はその付近であるなど、二次被害の発生、再被害のおそれその他の事情により、精神的に従前の住居に居住し続けることが困難となった者
  - ウ その他助成金の交付が特に必要であると知事が認める者
- (5) 申請者が未成年者の場合は、転居に関して保護者(親権者又は未成年後見人をいう。)の同意を得ていること。

(助成金を交付しないことができる場合)

第6条 知事は、次の各号に掲げる場合は、助成金を交付しないことができる。

- (1) 犯罪被害者等が、同一の犯罪被害における転居の費用について他の公的な機関の同様の制度により支援を受けている場合。
- (2) 犯罪被害者等が、同一の犯罪被害における転居の費用について民間の事業者による保険の適用を受けている場合。
- (3) 加害者またはその関係者から転居費用に係る損害賠償等を受けている場合。
- (4) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (5) 犯罪被害者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。
- (6) その他助成金を交付することが社会通念上適切でない認められる場合

#### （助成金の交付申請）

第7条 第5条で定める者が、助成金の交付を受けようとするときは、愛知県犯罪被害者等転居費用助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該助成金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が代理申請できる。

また、知事が認める場合は、書類の一部を省略し、又は他の書類で代替することができるものとする。

なお、規則第13条に定める実績報告は、本条に定める書類をもって代えるものとする。

- (1) 転居に際して運送事業者等が作成した内訳書及び領収書
- (2) 従前の住居及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類
- (3) その他、知事が必要と認める書類

#### （申請期限）

第8条 前条の規定による申請の期限は、被害を受けた日から1年を経過したときまでとする。

#### （交付の決定）

第9条 知事は、第7条の規定による申請があった場合は、審査を行った後、助成金を交付する旨又は交付しない旨の決定を行い、交付する場合には、その額を決定しなければならない。

2 知事は、前項の決定を行った時は、速やかに、愛知県犯罪被害者等転居費用助成金交付決定通知書（様式第2号）又は愛知県犯罪被害者等転居費用助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 3 知事は、第1項に規定する助成金の審査に際し、申請者等から当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合、知事は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。
- 4 前項の規定は、助成金の交付決定後においても適用があるものとする。

#### (助成金の請求)

第10条 前条に規定する通知により助成金の交付決定を受けた者は、愛知県犯罪被害者等転居費用助成金交付請求書（様式第4号）により、知事に当該助成金の交付を請求するものとする。

#### (申請の取下げ)

第11条 第9条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた者が、当該決定の内容に不服があり、規則第7条に定める申請の取下げを行う場合は、愛知県犯罪被害者等転居費用助成金交付決定通知書（様式第2号）の受領の日から14日以内に、その旨を記した書面を知事に提出しなければならない。

#### (届出)

第12条 申請者は、第7条の規定による助成金の申請後に、第6条各号のいずれかの場合に該当するに至った場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

#### (決定の取り消し)

第13条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、第9条1項の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき。
- (2) 申請者から前条の規定による届出を受けたとき。
- (3) 申請者が前条各号のいずれかに該当する場合に届出を怠ったとき。
- (4) 申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

#### (助成金の返還)

第14条 前条の規定により、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の交付を受けた者は知事が定める日までに助成金を返還しなければならない。

#### (報告等)

第15条 知事は、必要に応じて、助成金の交付を受けた犯罪被害者等に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(個人情報の収集及び提供)

第16条 知事は、申請者に対して助成金の交付を行うに当たり、必要な範囲内において、警察等関係機関から個人情報を収集し、提供を受けるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。